

京都市告示第 90 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内を供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成21年4月27日

京都市長 門川大作

平成21年5月7日（木）及び平成21年9月24日（木）を、施設を供用しない日から除く。

（理由）

市民サービスの一環として臨時開館を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）